都市計画提案制度の手続の流れ

事前相談

提案者

事前相談書の記入

↓

地権者及び周辺住民等への説明

東郷町

情報提供

制度概要、提案要件、提出書類や提出先、手続フロー、都市計画基準、決定区分など

必要に応じて事前調整

（関係市町村、関係行政機関）

都市計画の提案

提案者

都市計画提案書の提出

都市計画提案書、都市計画の素案、土地所有者一覧表、同意書、提案者としての要件を備えていることを証明する書類、その他必要な書類

東郷町

提出書類・提案要件の確認

・提案者の要件
・提案の要件

不備がある場合は補正

計画提案の受理

要件を備えている場合、提案書類を受理

町の審査

・都市計画基準との適合性
・県都市計画区域マスタープランとの適合性
・町都市計画マスタープランとの適合性
・総合計画その他のまちづくりに関する計画等との適合性
・他の関係法令、条例との適合

必要に応じて、政策会議等
都市計画決定（変更）の必要性について判断

都市計画決定（変更）が必要

【法定手続】
・町の都市計画の素案の作成
・説明会・公聴会の開催
・都市計画の案の公告・縦覧
・町都市計画審議会へ付議・議決
・都市計画の決定（変更）

都市計画決定（変更）の必要がない

・町都市計画審議会へ意見聴取
↓
・都市計画の決定（変更）をせず

・提案者に、都市計画決定（変更）後の計画書の写し及び計画図の概要を添付して結果を通知

・提案者に決定（変更）の必要がないと判断した旨及びその理由を通知